

現行保育料と改定(案)B保育料の比較(ひとり親世帯等)

階層	区 分	保育標準時間(ア)				保育短時間(イ)				保育標準時間と保育短時間の差(ア)-(イ)			
		現行	改定案	改定案-現行	現行に対する改定案の減額率	現行	改定案	改定案-現行	現行に対する改定案の減額率	現行	改定案	改定案-現行	現行に対する改定案の減額率の差
第3階層	所得割課税額が均等割額のみ課税の世帯	2,400	1,800	-600	-25	2,400	1,310	-1,090	-45	0	490	490	20
第4階層	区市町村民税の所得割額が5,000円未満の世帯	2,870	2,120	-750	-26	2,870	1,540	-1,330	-46	0	580	580	20
第5階層	区市町村民税の所得割額が5,000円以上24,300円未満の世帯	3,240	2,400	-840	-26	3,240	1,740	-1,500	-46	0	660	660	20
第6階層	区市町村民税の所得割額が24,300円以上32,600円未満の世帯	3,790	2,820	-970	-26	3,790	2,050	-1,740	-46	0	770	770	20
第7階層	区市町村民税の所得割額が32,600円以上40,900円未満の世帯	4,440	3,320	-1,120	-25	4,440	2,410	-2,030	-46	0	910	910	20
第8階層	区市町村民税の所得割額が40,900円以上48,600円未満の世帯	5,090	3,780	-1,310	-26	5,090	2,750	-2,340	-46	0	1,030	1,030	20
第9階層	区市町村民税の所得割額が48,600円以上57,200円未満の世帯	5,090	3,780	-1,310	-26	5,090	2,750	-2,340	-46	0	1,030	1,030	20
第10階層	区市町村民税の所得割額が57,200円以上64,700円未満の世帯	5,090	3,780	-1,310	-26	5,090	2,750	-2,340	-46	0	1,030	1,030	20
第11階層	区市町村民税の所得割額が64,700円以上71,300円未満の世帯	5,090	3,780	-1,310	-26	5,090	2,750	-2,340	-46	0	1,030	1,030	20
第12階層	区市町村民税の所得割額が71,300円以上77,101円未満の世帯	5,090	3,780	-1,310	-26	5,090	2,750	-2,340	-46	0	1,030	1,030	20

※第1階層、第2階層及び第12階層の区市町村民税の所得割額が77,101円以上の世帯以降に該当する世帯は、資料3-1の保育標準時間または保育短時間保育料と同様とする。

※同一世帯に特定被監護者等(未成年の兄弟姉妹など)がいる場合、2番目に年齢の高いもの以降は0円とする。